

## 雇用危機に立ち向かうイタリア協同組合

——マルコーラ法の実績の上に「社会的経済」へ——

菅野正純（協同総合研究所・専務理事）

昨年12月5日に行なわれたイタリア地方選挙の決選投票で、「左翼民主党」は、人口1万5000人以上の都市のうち、ほぼ半分の47の市長を手にする、という圧勝を遂げました。そのイタリアで、昨年5月に、労働省の主催で「社会的経済と労働の未来——協同組合の役割」と題する集会が、ローマで開かれています。雇用問題がますます深刻になる中で、働く場を維持し、創造していく協同組合（とくに労働者協同組合）に対して熱い関心が寄せられ、労働大臣や研究者、協同組合の全国組織の指導者が一堂に会して、雇用の危機を、働く者が主人公になっていく方向で、前進的、革新的に打開していくことを議論しています。ここでは、労働大臣ジーノ・ジュンニ氏の発言を紹介すると同時に、こうした議論の背景となっている「マルコーラ法」の実績をお知らせしてみたいと思います（資料はすべて、イタリアの全国協同組合・共済組合連盟＝レガの機関誌『ラ・コオペラツィオーネ・イタリアーナ（イタリアの協同組合）』から）。

### 労働大臣の鮮やかな問題提起

労働大臣のジーノ・ジュンニ氏は、ローマ大学の労働法の教授ですが、元々から協同組合に大きな位置づけを与えてきた人です。私が行かせていただいた、1983年ポーランド・ワルシャワでの第2回労働者協同組合世界会議でも、氏は「自主管理——雇用問題への回答」と題して、雇用問題からみた労働者協同組合の役割を報告しています。

今回のローマ集会では、氏は、次のような発言を行なっています。

①協同組合は、労働政策の最も重要な要素の一つである。

②イタリアの労働運動は、もともとが、労働組合による抵抗—相互扶助—協同組合の「三位一体」の上に生まれたものだったのである。

③なぜ協同組合は、労働省の所管であり、通産省に移管しなかったのだろうか？——それは、協同組合の果たす役割と労働省が密接に結びついているからだ。その役割の中でも、重要なのは、雇用問題、創造的な活動（新しい働き方）、社会サービスの自立的な運営形態を追求することだ。

④社会サービスを国家がすべて直接に供給することは弊害が多いことは明らかになった。しかし、それを民間営利企業にすべて委ねるのも間違い

だ。協同組合はそれらの業務を自分たちの活動領域に取り入れ、「相互扶助」の新しい形をつくりだすべきだ。

⑤最近では民間企業も労働者の（経営）参加を取り入れようとしている。労働者の参加によって生まれた協同組合こそが、これまでの経験をふまえて、理念をより明確にして、活発に問題を提起してほしい。

⑥協同組合はまた、人材を育て、「社会的流動性」を促進する場でもあって、「経済の分野における指導階級の創造」に貢献することができる。

⑦協同組合は、たんなる経済組織ではない。それは、経済性と社会的利益の双方を大事にする「経済と社会の中間にあつ」組織であつて、仕事おこし・働く場の創造を通じて、「景気の循環に抗して」進む意志を明らかにすべきだ。

### 背景にあるマルコーラ法の実績

このような、協同組合、とくに労働者協同組合が雇用問題への挑戦に重要な役割を果たしてほしい、という期待の背景には、「マルコーラ法」を通じた実績が積み上げられていることも大きく影響しています。

この法律は、1981年末に、当時の労働大臣であるジョバンニ・マルコーラ氏が、新聞に発表した

構想を出発点とするものです。「経営危機のために就労を一時停止させられたり、解雇された労働者の働く場を再建すると同時に、現在の生産システムを改革していく」というのが、氏のねらいでした。

国会の空転や、マルコーラ氏の若過ぎた死によって、この法律が国会で採択されるのは、ようやく1985年2月になってからですが、イタリアでは法律を年と番号で呼ぶのが普通な中で、この法律は、構想者への尊敬をこめて「マルコーラ法」と呼ばれています。この法律は、その後、すぐれた実績を上げ、「雇用政策の転換点」と評価されるまでになっていくのです。

「マルコーラ法」の基本精神は、経営危機におちいった企業を、経営危機の第一の犠牲者である労働者自身が、協同組合として再建するとともに、協同組合の連帯を通じて経済の主人公になることを促進することでした。具体的には「産業融資会社」を通じて、国の予算を協同組合に融資して、協同組合の発展と就労の拡大を促進するものです。

## 融資の仕組みと条件

マルコーラ法の仕組みは、次のようにです。

まず、融資対象は、生産性の向上や雇用の拡大をめざす労働者協同組合と、就労停止中の労働者が雇用確保のために設立する労働者協同組合です。



「社会的経済と労働の未来」と題された集会

レガ機関紙「ラ・コオペラツィオーネ・イタリアーナ」から

融資の仕組みは、①協同組合の三大ナショナルセンター（生産から信用、消費までのすべての協同組合部門を代表し、援助する全国組織）が参加し、労働組合のナショナルセンターが監事を派遣する「産業融資会社」を設立する。②政府はこの融資会社に対して、国家予算から財源を提供する。③各協同組合には、融資会社から出資を行なう。融資に際しては、協同組合自身が独自に自己資金を調達すること、融資の分割返済計画を持つことを条件とする、というものです。

融資の最大額は、設備を建設する場合で、20億リラ（現在の為替レートで約1億4千万円）。融資期間は、8年と12年の2種類です。利子率は、一般に標準利子の50%で、雇用確保のための事業ではさらにその半分、つまり、標準利子の25%という低利融資です。

## これまでの実績

マルコーラ法による融資は、1987年度から始まり、雇用の防衛という点では、92年までの6年間に、770億リラ（約54億円）の融資によって95企業を再建、3400人分の労働の場をつくりだしました。

業種では、繊維、機械、木製家具、ゴム・プラスチック、陶器などが上位を占めています。

1人分の就労機会の創出にかけた政府予算は、わずか2200万リラ（約154万円）。しかも、就労の確保によって、個人所得税や社会保障拠出金、間接税など、全体で1200億リラ（約84億円）が国庫に入ってきたというのですから、格段に効率的な雇用政策と言えます。

このような実績は、まだマルコーラ法の可能性の一部を示すものでしかありません。それは、93年現在、481件の融資申請（総額6040億リラ=約423億円）が認可を待っているからです。これが認められるならば、9000億リラ（630億円）の投資事業がスタートし、20,200人の就労の場がつくられることになると言われます。

この法律の施行が、「雇用政策における真の転換点であった」という評価もうなづけます。「成

長を追求できるかどうかわからない企業に給付を続けるのではなく、提出された雇用確保の計画が企業として成り立つかどうかを、融資会社が確かめた上で、協同組合に出資し、ともに計画の実現を追求」し、投入された政府予算は、資本として回収され、次の新たな雇用確保に回って、生き続けていくからです。

### その充実・改正に向けて

いま、イタリアの三大協同組合ナショナルセンターは、深刻な雇用危機に本格的に立ち向かうために、このマルコーラ法を时限立法から、永続的な制度に高め、内容を大きく改正することを、国会に共同提案しています。そのポイントは、次のようです。

①企業が生産活動を停止したり、雇用危機をつくりだしているすべての場合に、融資を適用できるようにする。すなわち、移動手当や年金の繰上げ支給を受けた労働者、民営化された旧公共サービス部門の労働者にも融資できるようにすること。

②新しい協同組合法によって設けられた「賛助組合員」や「協同組合参加株」制度を生かして、協同組合が地域の労働者や協力者から「第二出資」を集められるようにする。

③融資会社の持株を協同組合が買い取って、国家からの介入を固定させず、时限的なものにしていくことです。

興味深いのは、マルコーラ法の経験をさらに広げて、「働く者による企業の買い戻し」をさまざまな形で「金融的、政策的に支援する政策」が始まられようとしていることです。これは、企業が経営危機の状態にあるかどうか、協同組合という形態をとるかどうかを問いません。たとえば、中小企業の所有者の子供が、親が経営してきた会社を継ぐ気がない場合、労働者がこれを引き継いで活動を続行し、働く場を確保するといったことです。

### 「ヨーロッパ融資会社」へ

さらに、ヨーロッパ全体では、イタリアの産業融資会社に類似した、協同組合や労働者参加企業への融資組織が、スペイン、フランス、ベルギー、イギリス、ポルトガルなどにも存在していて、お互いに交流を深めています。この中から、「ヨーロッパ融資会社」や投資財團を設立する総合計画が練られているということです。マルコーラ方式が、これからヨーロッパ全体に広げられていくことは間違いないようです。

日本では、最終的には労働者の首切りにつながるような形で労働省の「雇用調整給付金」が企業に給付されていますが、労働者協同組合を通じて働く場を本当の意味でつくりだしていくことができるよう、ヨーロッパの協同組合の経験からも学びながら、政策を練り上げ、運動を強めていきたいものです。

(「日本労協新聞」94年1月上中下旬号に連載)

### ====【資料実践記録の紹介】※5頁参照=====

- 子ども、高齢者、女性にやさしい街を  
—第13回子育てと保育を考える集い報告集—
- 子育て・保育問題から地域福祉の充実を考える
- 住民の意欲的参加への公的激励で地域福祉の充実を ……山本健慈（アトム共同保育所所長）
- まちづくり・地域福祉の総合的充実への抱負 ……下中 融（熊取町長）
- 家族の変化と子育て支援策の課題 ……山根信子（保健所婦長）
- 老人介護・子育て・街づくり ……辻 春美（熊取町老人介護の会）
- 子育て事情の変化と保育所の役割 ……市原悟子（アトム保育所）
- 他、町民の意見交換、運動・行政等の資料 B5判、68頁、定価1000円  
アトム共同保育所へ電話か郵便で注文を  
大阪府熊取町野田1232 TEL. 0724-52-7112